

習志野市教育委員会会議録
(令和4年第9回定例会)

- 1 期 日 令和4年9月21日(水)
市庁舎3階大会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後3時02分
- 2 出席委員 教 育 長 小 熊 隆
委 員 古 本 敬 明
委 員 高 橋 浩 之
委 員 馬 場 祐 美
- 3 出席職員 学校教育部長 菅 原 優
生涯学習部長 片 岡 利 江
学校教育部参事 小 平 修
学校教育部次長 蓮 一 臣
生涯学習部次長 上 原 香
学校教育部副参事 相 澤 慶 一
学校教育部・生涯学習部副技監 塩 川 潔
教育総務課長 中 野 充
学校教育部課長 合 田 聖
指導課長 本 間 美奈子
総合教育センター所長 安 村 和 晃
社会教育課長 越 川 智 子
生涯スポーツ課長 三 橋 智
青少年センター所長 渡 邊 邦 彦
中央公民館長 小久保 範 彰
菊田公民館長 竹 口 正 樹
中央図書館長 岡 野 重 吾
学校教育部主幹 小 出 広 恵
学校教育部主幹 (習志野高等学校事務長) 忍 貴 弘
学校教育部主幹 高 瀬 哲
学校教育部主幹 齊 藤 洋 介
学校教育部主幹 佐久間 心 之
生涯学習部主幹 宮 崎 宗 長
学校教育部課主任管理主事 河 村 幸 枝

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 臨時代理の報告について(令和3年度教育費決算について)
- (2) 令和5年度習志野市立習志野高等学校入学者選抜における選抜・評価方法について
- (3) 習志野市立小学校における外国語教育について(事業報告)
- (4) 令和4年度全国学力・学習状況調査について

第3 協議事項

- 協議第1号 教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応フローの作成について
協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について

第4 その他

5 会議内容

小熊教育長

令和4年習志野市教育委員会第9回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が2名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、報告事項(2)を非公開とし、非公開部分の会議録について、千葉県定める公表日以降に開催予定である次回の定例会において会議録が承認された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

令和4年第8回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 臨時代理の報告について(令和3年度教育費決算について) (教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(3) 習志野市立小学校における外国語教育について(事業報告) (指導課)

本間指導課長

報告事項(3)「習志野市立小学校における外国語教育について(事業報告)」について説明する。

令和2年度から令和3年度に実施した「小学校外国語教育のティーチング・アドバイザー事業」について報告する。

スライド資料1ページ目下段を御覧いただきたい。小学校では、3年生から6年生までの4年間で外国語の学習が行われている。その内、5・6年生の外国語は、令和2年度に教科となり、国語や算数と同じように、教員による評価を伴う科目になった。本市では、教科化されるにあたり、当時次のような課題があった。外国語活動の時には、英語指導助手いわゆるALTが主体となり、担任はサポート役として、ゲーム活動を中心に楽しく外国語に慣れ親しむことをしてきた。しかし、5・6年生が教科化されるにあたり、「指導と評価の一体化」が求められ、ALTではなく、教員による適切な指導と評価が不可欠となった。教科としての外国語の導入に際し、国や県でいくつかの研修が実施されてきたが、担任が自信をもって指導ができるだけの質や量が確保されて来たわけではなかった。結果的に、担任の外国語指導への不安、教員間の指導力の差といったものが本市でも懸念されていた。

そこで、本市では小学校の学習指導要領の改訂に伴い、2年間の期限付きで「ティーチング・アドバイザー事業」を実施した。事業目的は、児童理解に優れている担任が主体となって外国語の授業ができるようにすることである。そのためには、担任の指導力はもちろん、英語力を高める必要があった。そこで、児童英語教育に精通し、留学経験等があり、英語力に長けた日本人のアドバイザーを民間事業者より派遣することとした。2名のアドバイザーが小学校16校を2年間巡回訪問し、直接授業を参観した上で、具体的ですぐに使える指導技術や知識を指導した。指導内容については事前に協議を重ね、本市が求める外国語の授業の在り方をアドバイザーに周知した。これにより、担任は助言を受けるだけでなく、自身の英語に関する質問や発音等の訓練も気軽にその場で受けることができた。また、学校によっては校内でミニ研修を開き、講師として活用することで、学校全体の指導力向上に務めることもできた。

スライド資料2ページ目下段を御覧いただきたい。2年間の事業成果について報告する。分析方法は、アドバイザーからの毎月の実践報告と年間3回の市教育委員会との情報交換をもとにしている。対象は令和2・3年度の3年生から6年生の担任である。主に①から⑤の成果と課題が挙げられる。対象教員の87%が主体となって授業ができるレベルに達したこと、その内の52%の教員は、自校の外国語教育を推進できる力があると評価されるに至ったことが大きな成果である。実際に要請訪問等により授業を拝見すると、子ども達の良いところを生かす、他教科での学習を生かすといった小学校の担任ならではの児童理解に基づく指導が多く見られた。また、担任自らが一生懸命英語を使う姿勢が、児童に英語を使う勇気と安心感を与えていることもわかった。課題としては評価の方法が挙げられる。英語指導助手であるALTと役割分担をするなど、これからも研究する必要がある。

スライド資料3ページ目上段を御覧いただきたい。実際に児童の学力がどれだけ向上したのかについて報告する。測定は、外国語が教科化される前の2019年の小学校6年生と、教科化されて本事業を2年間行った後の2021年の小学校6年生を対象に実施した。測定には、株式会社ベネッセの英語4技能運用力測定テスト「GTEC Junior2」を用いた。GTECについては、英検に次ぐ測定アセスメントとして、文部科学省の事業でも広く採用されている。480点満点で、児童の「読む・聞く・話す・書く」を総合的に測る。得点によりグレード1からグレード4にランク分けされる。グレード4は、単語レベルではない、文レベルの英語を使って伝え合うことができる段階とされ、小学校外国語教育の目指す指標となっている。

スライド資料3ページ目下段を御覧いただきたい。青色の折れ線グラフは2019年度の測定結果である。横軸に各学校、縦軸にスコアとなっている。学校番号は順不同である。赤い点線はグレード4の境界線となる。グレード4に達している学校が8校で、学校間で差があったことが見て取れる。オレンジ色の折れ線グラフが2021年度の結果となる。16校全ての学校がグレード4に達する結果となった。一番伸び率の高い4番の学校では、専科教員ではなく担任が主体となってALTと授業を行っている。担任が主体となって授業を展開している学校では、児童のアンケート結果において、「英語が楽しい」という声が多く聞かれていることも分かった。この度の事業成

果等が注目され、ベネッセが発行する機関誌に本市の外国語教育が取り上げられることとなった。担任が主体となってALTと指導を行っている向山小学校と、講師ではなく本務者としての専科教員が指導を行っている谷津小学校の両校の取り組みを紹介している。

今後本市では、担任と専科教員それぞれの特徴を生かしながら、小学校外国語教育を進めていく。小学校の次は、中学校の外国語を発展させることが課題となる。本市では、昨年度より小中連携の在り方について研修を進めているところである。本日は委員に意見をいただき、小・中学校の連携も含めた外国語教育の改善に努めていきたい、と概要を説明

馬場委員

とても素晴らしい取り組みだと感心し、興味深く資料を拝見した。特に小学校のうちに苦手意識を持ってしまうと、中学校に行ってからつまずきに繋がるといったところでは、とても成果があったのではないと思う。また、先ほどの説明にもあったように、実際に数字となって現れているので、とても素晴らしい取り組みだったのではないかと思っている。

専科教員がいるところとそうでないところがあるということだったが、専科教員がいる学校は、担任と専科教員の授業の比率はどのようになっているのか。谷津小学校は、5・6年生が専科教員という話だったが、他の学校はどのようになっているのか。1年の中で、担任と専科教員それぞれが授業をすることはあるのか、と質問

本間指導課長

専科教員と担任の役割分担だが、学校によって、それぞれねらいとするところ、学級数が違っていることもあるので、一概に比率を答弁することはできないが、現在教科担任制が進められているので、高学年においては、専科教員が中学校への橋渡しをしているところも増えている。また、先ほどの説明でも申し上げたが、担任が頑張っている英語を使っている良さを生かすために、1時間は担任、もう1時間は専科教員が授業を行うという試みをしている学校もある、と回答

馬場委員

ALTもいるのでそれぞれの機能を上手く生かしながら、今後取り組んでいくと良いと思う。実際に合同訪問で英語の授業を拝見したが、子ども達がとても楽しそうである印象を持った。ALTの良さをもう少し生かす方向に持って行くと良いと思う。また、ALTのネイティブな発音を耳にする機会はかなり貴重で、耳慣れしていくことも大切だと思う。担任が主体となっているからということもあると思うが、拝見した授業の中ではALTの発言数が少ないと感じたので、その辺りをもう少し工夫していくと良いと思った。そして、異動すると先生が変わり、新しい学校に行くと、やり方や方針を共有していくという話も資料にあったが、前任校のやり方も上手くミックスされると、より良い事業展開ができることもあると期待感を持てるので、前任校のやり方を否定することはしないでいただきたい、と要望

古本委員

凄いと思う反面、先生達がやらなければならないことが増え大変だと思ったが、体育の授業で武道が必修になった時のように先生達がそれぞれ主体となってやるのは非常に良いと思う。ALTや外部の指導者をどんどん活用し、先生方の質を上げることも大切だが、先生方の負担をいかに減らせるかということも考えながら、成果が出ているので、ぜひこのままでもお願いしたい。まだまだ始めたばかりで手探り状態だと思うが、子ども達が英語を話せるようになる、ある程度コミュニケーションができるようになる、そういった環境を作ることができれば良いと思うので、一つの方法に固まらずに、色々と考えながら進めていただきたい、と要望

本間指導課長

今年度はティーチング・アドバイザーがいらない状態で、新たに中学校にALTを増員している。それも含め、小中連携の在り方や子ども達の苦手感を減らしていくための工夫というところで、次年度に向けて検証、計画を進めていきたいと思う、と回答

小熊教育長

この報告で出てきた結果が、一時的なものなのか、そうでないのかというのはわからない。そうになると、経年変化として毎年確認していかなければいけないと当然考えると思うが、どのように教育委員会として検証していくのか、補足して説明していただきたい、と発言

本間指導課長

今回使用したGTECについては、学習指導要領の改訂前からの検証ということで、無償で使うことができた。実際にGTECを使用するには、予算が必要になる。GTECで測定していくのが一番だが、全国学力・学習状況調査等もある。また、中学校の方には、英検等を使って英語のレベルを上げていくということも伝えているので、民間の様々な検定等も使用しながら検証を進めていきたい、と回答

小熊教育長

教育委員会としては、児童生徒に英語力をしっかりとつけていくということが課題であるので、何らかの形で検証していくことを今後とも取り組んでいきたい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

報告事項(4) 令和4年度全国学力・学習状況調査について (総合教育センター)

安村総合教育センター所長

報告事項(4)「令和4年度全国学力・学習状況調査について」、説明する。

令和4年度全国学力・学習状況調査は令和4年4月19日に行われた。教科に関する調査では、小学校6年生と中学校3年生の国語と算数・数学に、3年ごとに行われる理科を加え、3教科で実施した。「成果」、「課題」及び「今後の取組」としてまとめ、現場の先生が今後の取り組みを見て授業改善に繋がるよう意識して掲載した。

資料2、3ページ目を御覧いただきたい。国語については、小・中学校ともに話すこと、聞くことに課題が見られた。

別添の「ならしの学力向上プラン」を御覧いただきたい。今年度は、昨年までの課題である書くことについて、各教科で自分の言葉で書く場を設定するという横断的な取り組みを行ってきた。

児童生徒が話せるようになるためには、自分の考えがまとまっている必要がある。今後も全ての教科で書く力の育成に取り組む事を継続し、コロナ禍で制限はあるが、話す機会を増やすことで、話すこと、聞くことの力の育成に繋げていく。

資料4、5ページ目を御覧いただきたい。算数・数学では、知識・技能の活用や算数・数学の用語の意味をしっかりと理解していることが必要な短答式の問題に課題が見られた。これまで取り組んできたノート指導で数学の用語を使って振り返りをさせる活動を継続させるとともに、社会科や理科においても、データ活用の道具として活用するなどの機会を増やし、算数・数学の知識・技能を活用できるよう改善を図っていく。

資料6、7ページ目を御覧いただきたい。理科では、小・中学校ともに知識・技能と粒子の領域

で課題が見られた。今後の取り組みとしては、これまでに学んだ内容を活用して授業を進めていくことや、用語や定義の意味を繰り返し確認することで知識の定着を図っていく。また、実験、観察の結果から分かったことと自分が考えたことを分けて、自分の言葉を使ってまとめさせることで、自分の考えを伝える力の育成を図っていく。

資料8ページ目は経年変化のグラフとなる。小学校では、令和3年度と4年度で大きな変化は見られなかった。中学校では数学が伸びている。一時的なものなのか、数学にも取り入れた書く力の育成が効果を示しているのか、今後も注視していく。

資料9ページ目から14ページ目は、質問項目による回答と各教科の正答率の相関関係を示したものである。これまでどおり、基本的な生活習慣が身につけられていたり、自分で学習の計画を立てるなど進んで学ぶ姿勢を持っている児童生徒の学習の正答率が高いと言える。今後も、朝ごはんを食べることや読書などの基本的な生活習慣が身につくよう家庭との連携を図っていく。

資料15ページ目を御覧いただきたい。ICTの活用に関する児童生徒質問紙調査の分析を掲載した。授業での活用率においては、千葉県、全国と比較すると小学校での活用率は低いが、中学校では高くなっている。また、昨年度と比較した伸び率から見ると千葉県、全国と比べて高い数値となっていることから、今まで活用していなかった先生方が活用に挑戦していることが伺える。3段目の「ICTの授業での活用場面」では、検索活動が多く、意見交換や思考整理・発表の活用が進んでいない現状が見られた。本市では小・中学校ともに、依然としてタブレット端末の初期段階の活用である検索活動等にとどまっている現状があると考えられる。今後は一層の活用を推進していくために、授業において児童生徒が課題設定・予想する場面での活用、比較検討した内容を分析・整理する場面での活用ができるよう、教職員に研修などを実施して、情報教育、活用能力を高めていく必要がある。

今回明らかになった課題について、学力向上推進委員会で取り組む内容を精査し、それを各校に周知し、習志野市の学力向上に努めていく。また、ICTの活用に関しては、ICTマイスター制度を利用して、授業でのタブレット端末の活用について各校に伝達したり、これまで効果のあったICT学習指導員の活用をさらに進めたりするなど、ICTの活用を進めていく、と概要を説明

高橋委員

ICTの活用能力はこれから世界にはばたく子ども達にとって本当に大事な能力であり、評価結果をもとに、習志野市の教育の改善が進んでいるというのは大変素晴らしいことだと思う。改善される可能性はあると思うが、1点心配なことがある。資料15ページ目を見ると、意見交換や思考整理・発表が全国や千葉県と比べて低い状況である。発表したり人と関わったりする能力は資料2、3ページ目でも少し低いといった記載があったが、2018年のPISA調査の結果においても日本は読解力において世界と比べても結構低い状況だった。自分で考え分析したり、人と交流したりするといったことが読解力だと思うが、そういうところが日本は弱い。習志野市は全国や千葉県に比べて色々な分野で高いが、話すことや聞くことが低いという状況を見ると、知識は豊富だが、それを活用して人とやりとりするところがかすかすと弱いのではないかと。つまり、全体を見ていて日本的であるという心配が浮かんできた。現在、PISA調査ではICTを使って読解力の調査も行っている。そういう意味で、意見交換はとても大事な活動なので、習志野の子ども達にはもっと意見交換をしていただきたい、と要望

安村総合教育センター所長

委員御指摘の点については国語だけでなく、様々なデータから改善していかなければいけないということを十分踏まえて、今後に生かしていきたいと思う、と回答

馬場委員

どの教科においても国語がとても大事だと思っているが、高橋委員が申し上げた読解力、加えて書くこと、自分の意見を頭の中でまとめて書くことでアウトプットするという一連の作業をもっとやる必要があると思う。ICT活用において、タブレット端末で意見交換することの数字が低いというのも、合同訪問の際に一部の先生や授業で意見交換に活用されていると思った事例はあったが、やはりまだまだ少ないという印象も受けた。自分の経験を話すと、自分の考えをまとめて書くことは自分の中で知識が定着するイメージがある。また、誰かに何かを説明する、例えば数学の公式のやり方を相手に説明するという作業を行うと、自分の中にも定着するイメージが凄くあり、自分の学力も伸びるような気がする。アウトプットは凄く大事だと思うが、そういった経験が少ないと思う。先ほども申したように、やはり全ての基礎は国語だと思うので、国語の中のとりのわけ話すことや聞くこと、書くことの数値が低いということは改善していかなければいけないところだと思うので、よろしくお願ひしたい、と要望

安村総合教育センター所長

今年度は特に学力向上プランということで、意見交換において書くことを行なっているので、それを土台にさらに進めていきたいと思う、と回答

古本委員

自分の考えを書くことで自分を表現するということもあるが、実はその前に、ただ書くという作業が必要だと言われている。ただ書くことによって初めて自分の意見が湧いてくる。その後さらにもう一度考えて表現する。そのため、初めは上手く書く必要はなく、ただ書いたり、課題を与えてそれについて自分で考えて書く。そして、書いているうちにもう一度自分が書いた文章を直したり、自分の中で意見がさらに深まっていく。初めから上手く書こうとすると、もう書けなくなってしまうので、その前に書く機会を与えるということは、教育において大切だと思う。これは子どもだけではなく、大人もだと思うが、本を読んでみると、実は日本人の半分ぐらいはしっかり文章を読めていないと言われている。しかし、それは反省しなければいけないことだと思うし、自分達も何でもいいから書いてみる。手を使わなくても良いと言われているが、なるべく手を使って書く。そういう機会を増やしていくことにより、結果的に国語力が上がるのではないかとされている。話すことというよりもまず相手の意見を聞くことをしっかり身につけることによって、学力も上がってくるのではないかと思う。話すのが下手だから話す練習をするというのではなく、色々と深めて研究して、子ども達に質の良い教育を与えていただきたい、と要望

小熊教育長

今回、それぞれの教科ごとの結果の中で、「今後の取組」というところを事務局としては重視して、それぞれの学校で取り組めるようにするというところで記載しているが、この取り組みに対しての効果検証について、児童生徒や教員に対してどのように行っていくのか、補足して説明していただきたい、と発言

安村総合教育センター所長

この取り組みに関しては、各指導主事が学校訪問に伺った際に聴き取りを行ったり、総合教育センターで行っているアンケート等を使った取り組みの調査について、これらの項目を入れまとめて、その結果を次への取り組みに生かしていきたいと思う、と回答

小熊教育長

もう一歩進んで取り組む必要があると思う。一部の先生方だけではなく、学校全体で取り組

むような流れを作っていかなければいけない。その辺りについて答えていただきたい、と発言

蓮学校教育部次長

学力向上推進委員会が各学校に設置されている。そういった意味で、各学校が教育向上に力を入れているので、そういったことをきちんと検証し確認していく必要があると思う。その機会が学校訪問であり、各担当の指導主事達が伺う機会を捉えて、どのように課題を克服していくかは聞くようにしていきたいと思う、と回答

小熊教育長

また別の機会でどのような検証や授業、指導を行ったのかということは報告をしていきたいと思う、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

協議第1号 教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応フローの作成について

(学校教育課)

合田学校教育課長

協議第1号「教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応フローの作成について」、説明する。

スライド資料1ページ目下段を御覧いただきたい。令和4年4月1日に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行された。この法律は、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止について定めており、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、基本指針の策定や防止、早期発見及び対処に関する施策を推進し、児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的としている。この法律を受け、文部科学省では、令和4年3月18日に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」を策定した。この指針では、児童生徒性暴力等の防止や早期発見及び対処に関する施策を推進するために、地方公共団体に体制整備などの責務があると示している。

本日の協議事項としては、現在、この体制整備の一つとして、性暴力等が発生した際、児童生徒等から相談を受けた者、学校及び教育委員会それぞれの役割分担や対応方法、調査の実施方法及び留意点等について整理し、対応フローを作成しており、このことについて意見を伺うものである。法律及び文部科学省の指針で「児童生徒性暴力等」と定義されているのは、スライド資料3ページ目上段に記載したような行為となる。児童生徒に対する刑事罰の対象となるような行為はもちろんのこと、児童生徒等を著しく羞恥させたり、不安を覚えさせたりする行為やセクシュアル・ハラスメントなど不快にさせる性的な言動が該当する。また、この行為については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫の有無は問わない。

本市においては、法律の公布・施行以前から、性暴力等の未然防止及び早期発見のために取り組んできている。

1点目は環境整備である。空き教室の施錠や管理の徹底、特別教室等の私物化を禁じ、児童生徒と教職員が密室で対面になることがないようにしている。このように物理的・心理的な死角を作らない環境を整えることを大切にしている。

2点目は教職員に対する研修・啓発である。市教育委員会主催の研修会や、各校において校内研修を実施するとともに、SNS等による私的なやりとりの禁止等、服務規律を徹底し、教職員一人ひとりの倫理感を高め、適切な対応ができるようにしている。

3点目は児童生徒に対する啓発・教育である。児童生徒が性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないよう、「生命の安全教育」を文部科学省が推進しており、これを実施するための指導の手引きや教材を学校に周知し、児童生徒の発達段階や個々の特性等を踏まえて指導するよう通知している。この指導を確実に実施することで、児童生徒が正しい知識を獲得し、正しい行動をとることができるように努めている。

4点目は早期発見のための取り組みである。セクハラ・体罰に関する学校生活アンケートの実施、各学校での教育相談活動の充実、相談窓口の周知及び校内相談体制の整備など、児童生徒が被害を訴えやすい体制を整えている。このように、本市においては、法律の施行前から児童生徒性暴力等の未然防止及び早期発見のために様々な角度から取り組んできている。

スライド資料6ページ目上段を御覧いただきたい。実際に性暴力が発生した場合に、教職員が相談を受けた際の対応についてまとめたものである。性暴力等が発生した際の対応は、事実が明らかになった時に始まるのではなく、児童生徒等から相談があった時点、つまり、「性暴力等の疑いが生じた時点」から迅速かつ適切な対応をすることが求められる。基本的な流れは、相談を受けた者から管理職への報告、管理職から教育委員会への報告を行うことになる。しかし、当該行為が犯罪にあたる場合には、並行して所轄警察署への通報が求められる。相談を受けた者、学校、教育委員会は適切に判断し、警察への通報・告発を行うなど警察機関等と連携して厳正に対処する必要がある。

スライド資料7ページ目下段を御覧いただきたい。相談を受けた者の対応としては、児童生徒等から相談を受けた際に、その内容の聴き取りを行うことになる。聴き取りをする際は、あくまで簡潔に行うことが大切である。項目としては、「いつ」「誰に」「何を」が基本となる。

始めに、「いつ」その行為を受けたのか、ここでは、日にちと大まかな時間、例えば、授業中だったのか、それとも休み時間や放課後だったのかなどを確認をする。この時、例えば1か月前で詳細な日にちを覚えていないという場合は、ここでは追求して無理に思い出させるようなことはしない。

次に、「誰に」されたのかを聴き取る。当然、児童生徒に対して性暴力等に当たる行為を行った教職員が誰なのかということ聴き取るが、その際、近くには他に誰かいなかったかを確認する。

最後に、「何を」されたのかを聴き取る。ここで詳細な聴き取りは基本的には行わないようにする。これは、この後の調査等で詳細な聴き取りをする必要があり、被害を受けた場面を何度も想起させることで、児童生徒の精神面に大きな負担をかけることを避けるためである。また、聴き取り方によって、誘導や暗示の影響を受けやすく、聴取方法や時期、回数について留意が必要であることから、初めて相談を受ける段階では、あくまで児童生徒の訴えや気持ちを受け止めて聴くことが大切であり、確認のための聴き取りは簡潔なものにとどめることに留意が必要である。

相談を受けた者は、簡潔な聴き取りを行った後、速やかに管理職へ報告をする。この際、当該行為が犯罪行為であり、緊急性が高いと判断される場合には、所轄警察署への通報も並行して行う必要が生じる。

スライド資料10ページ目上段を御覧いただきたい。管理職が報告を受けた後、学校が取るべき対応である。速やかに事案の発生について市教育委員会に報告することや、事実の有無や状況の確認及び事案への対応記録の作成などはこれまでの対応と変わらない。これまでと異なるのは、被害児童生徒や加害もしくは加害の疑いのある教職員への聴き取りを行わないことである。また、事案発覚以降、学校が担う最も大切な役割として、加害教職員との接触回避、分離を含め、被害児童生徒の保護・支援を行うことである。学校では、これまで組織的に対応してきたところではあるが、「支援チーム設置」をフローにも明記し、学校が速やかに児童生徒及び保護者への支援体制を整えることを明確にする。この支援チームを構成するメンバーとしては、学級担任、養護教諭、セクハラ相談窓口担当及び管理職等を想定している。さらに専門家として、スクールカウンセラーや臨床心理士の協力、助言を得ながら、児童生徒及び保護者への継続的な支援を実施

していく。なお、このチームは聴き取り等の調査を行うのではなく、被害児童生徒及び保護者へのケアを担うことになる。

スライド資料11ページ目上段を御覧いただきたい。教育委員会の対応である。性暴力等の調査は、学校教育課が中心となっていく。学校への指示・助言や県教育委員会への報告は従前と変わらない。調査に際して、被害児童生徒及び加害教職員への聴き取りについては、専門家の協力を得ていくことになる。児童生徒に対しては警察OBや臨床心理士、加害教職員に対しては弁護士が聴き取りを実施する。これらの専門家は、当該事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者について、各種団体等からの推薦等により参加を図り、調査の公正性・中立性の確保に努めていく。

教職員による児童生徒性暴力等は、決して起こしてはいけない、決してあってはならないものである。当然、未然防止のために今後も取り組んでいくが、もし被害を受けている児童生徒がいた場合、早期発見及び適切な対応を行い、学校及び教育委員会が全力でその児童生徒を守らなければならない。教職員全員が迅速かつ適切に対応できるよう、これまで学校及び教育委員会が行ってきた対応と同様の部分と、法律の施行及び指針の策定を受けて変更になった部分を整理し、フローを作成した。このフローについて、御意見をいただきたい、と概要を説明

馬場委員

まず、被害に遭った児童生徒が訴えを起こす時は、いじめと同様に勇気を持って、相談相手に訴えると思う。相談を受けた者が、最初にいつ、誰に、何をされたということを簡潔とはいえ、ここで聴き取りをする必要はあるのか。その後学校の対応として、当該児童生徒や教職員への聴き取りを基本的に行わないとするということで、もちろん把握はしたいと思うが、その段階で聞くことは必要なのか、と質問

合田学校教育課長

聴き取りを行うかどうかというところで、非常にデリケートな部分だが様々なケースを想定しているところである。何をされたかについて、確実に犯罪性がある場合に関しては、すぐに警察に通報する必要が出てくる。そうした場合には、先ほどのフローで順を追う形ではなく、矢印が一直線に警察への通報に向いているところに当たるが、報告を受けた者も含め、学校でも聴き取った際に、犯罪性があるかどうかの判断をする部分に関しては、文部科学省の通知でも示されているところがある。ただ、子どもが話すのも難しいといった状況であれば、やはり教職員が聴き取るというよりは、専門家に任せることも必要になってくるということは、確かに含みを持たせなければいけないと感じるところである、と回答

古本委員

窓口がはっきりしない気がする。基本的に犯罪性があるかどうかを判断するのは我々ではなく、警察であり、学校でこれは犯罪性がないと判断して犯罪性があっても問題だと思う。先ほど説明があった事例は全て犯罪だと思うので、まずは相談があった時点で窓口をしっかりとっておくということが大事ではないか。恐らくこういうことが起きた時には、想像するに多分力関係があると思う。あってはならないことだが、もし学校の担任とそういった関係になった時に、担任には相談しづらい。例えば匿名相談WEBアプリのように、相談があった時点で専門の窓口へ必ず行くという形にしないと、時間ばかりがかかってしまう。犯罪性の有無ではなく、こういった相談があったと専門の窓口に行って、先ほど説明にあったような何人かのワーキンググループですぐ招集をかけて、そこで動くというのが一番である。そうしないと、いつ誰に何をされたということしか聞かず、また後で詳細を聴くことになる非常にやりづらいし、専門の窓口があればそこでしっかり話をし、このワーキンググループにもすぐ通報することで、1人で抱える必要はなくなる。また、管理職にいきなり言

っても管理職はどうしたらいいのかとなってしまうかもしれないし、やはりこういうことが起きた時にはすぐどのようにするか、もう少し具体的に示した方が良さそうな気がする。子どもが勇気を振り絞って言ったと思ったのにどうなるのかがよくわからない。専門の窓口を示さないと、相談を受けても多分困ってしまうと思う。また、その話に管理職が絡んでいる可能性もある。窓口をもっとわかりやすく示した方が良いのではないか、と発言

合田学校教育課長

窓口の示し方に関しては、少し検討が必要だと思った。相談を受けた者が聴いてすぐに対応するということとこの相談を受けた者、管理職、市教育委員会という流れをフローで記載しているが、こちらに関しては速やかに報告を上げていくことを目的としているところがある。被害を受けている児童生徒がその方になら相談できるという方に相談していることが多くあるので、その人がいつ誰に何をされたかぐらいの簡潔に聴き取るということを求めている。その方も1人で抱えずに、速やかに管理職に報告し、明らかに犯罪に当たるということであれば、その方が直接警察に通報をすることもあり得るところで相談を受けた者から警察へ矢印を一直線に記載している。基本的には、この相談を受けた者、管理職という流れを速やかに行うということを示している。窓口の示し方については、検討させていただきたい、と発言

古本委員

犯罪性があるかないかの判断を個人にさせてしまうのは多分無理があると思う。その場で刺された場合であれば当然警察を呼ぶが、いじめは犯罪であるから駄目だと皆が言っているのと同じように、こういうことに関しても、先ほどの具体的な事例については犯罪だから、それを警察にすぐ通報するかどうかというのも、個人の判断に任せるのではなく、こういったことが起こった時に、例えば教育長がそこにいるのに教育長に相談せず警察に電話しないと思う。同様にまずはワーキンググループに言った方がいいのではないか、と発言

合田学校教育課長

被害児童生徒支援チームを組んで対応していくことになると思うが、基本的には犯罪の定義やセクハラ等にあたる言動という部分で非常にデリケートである。果たして犯罪に当たるのかという部分で、児童生徒の訴えをある程度聴き取った上で、警察に繋ぐということもある種必要ということで通知も出ている、と発言

古本委員

重大事態が起きた時に「こういったいじめがあった」と必ず話がある。同様に学校の中での急ぎの話だから、そこで先生に判断させるのではなく、あらかじめメンバーを決めておいて、相談があったのですぐ召集するという形でやれば済む話ではないのか、と質問

蓮学校教育部次長

窓口等についてはまた検討させていただきたいと思う、と回答

古本委員

窓口に行った方が良さと思う。ICT等を活用して相談する場所もあったと思う。例えばすぐ総合教育センターに報告するという形と同様に、すぐ拾ってあげるようにできるシステムにした方が良さのではないか、と発言

合田学校教育課長

窓口の件に関しては検討させていただきたい、と発言

高橋委員

窓口に関してだが、やはり性に関わることは、学校の教職員、管理職、教育委員会という流れと少し違うようなところがあって、窓口を考えた方がいいのではないかという意見には納得した。実際小・中学生と大学生は違うが、大学でも同様の窓口があり、それは女性がやっている場合が多いが、ハラスメント相談員がいる。凄く敷居が低く、その人が聴いて判断するという仕組みで、実際に機能していると思う。そう考えると、学校において、養護教諭は女性が多いので、保健室の前に、性に関わることで人から何かされた場合には、どんなことでも良いから話を聴くと示し、学校の中での窓口として、養護教諭に先生からでも子どもからでも相談でき、敷居を低くするような仕組みはいかがかと思った。研修もあるかもしれないが、窓口がチームとなると、また時間がかかるところもあり、話を聴く者を一本化して、女性で話しやすい人がいるという仕組みはいかがか、と質問

合田学校教育課長

養護教諭という話が出たが、セクハラ相談窓口を全校に設置している。学校によって養護教諭や児童生徒と歳が近い若年層の教職員が担っている。この方々も支援チームの中に入れていくということを考えているところだが、そういったセクハラ相談窓口の方々も活用していきながら、窓口に関してはより明確な形で示せるよう検討していきたいと思う、と回答

高橋委員

大変難しい問題だと思うが、やはり一人ひとりの教職員の意識、加害をしないという意識や皆で子どもを守るという意識、なかなか見えにくいですが、こういうことがあり得るということを理解しているということが大事だと思う。そういった意味で、教職員にはどのような研修をしているのか、と質問

合田学校教育課長

教職員の研修について、市教育委員会としては、まずは本年6月の校長会議で、全校長に性暴力等防止の法律が4月1日に施行されたため、特に初期の対応について示したところである。また、それ以外にも折に触れて、初任者研修や会計年度任用職員研修等の中で本年度もやっているところである。また、各学校の方でも、性暴力等に関しては様々な研修を実施しており、これは事例研修といった形になるが、事が起きてしまった時こういったことがあったと示しながらの研修もある。また、今回の法律施行に基づいた研修も実施している。ただ、今日是对応フローの作成ということで示しているの、明確な形で示せるような研修がまだできていないことについては、若干不十分さを感じているところではある。この後また精査して、なるべく早い段階で、各学校によりわかりやすい形で示していきたいと思っている、と回答

高橋委員

大学でも私自身が研修を行ったり、受けたりしているが、セクハラや研究費の使い方、情報など、本当に数多くの研修があるが、大体の研修はあまり役に立っていない感じがする。研修を本当に意義あるものにするには、今ほど説明したような事例、こういうことがあったので実際にあり得るということを示さないと、小学校であるのかといった感じの人もないことはないと思う。そういう意味で、本当にこういうことがあるのだということを意識してもらえようような研修会、また、これからフローチャートを整備されると思うが、具体的に何をすればいいのかということがしっかりとわかるような研修を短時間でやるということが大事だと思ったので、ぜひ御検討いただきたい、と要望

合田学校教育課長

性暴力等に関わらず、不祥事防止については学校で研修を行っているところであるが、そこで毎回お願いすることに関しては、各先生方が当事者意識と切実感というものを感ぜられる研修を行うことを我々も考え、学校でも実施していただいているところである。併せて、わかりやすく明確なものを目指して、今後示していけるようにしていきたいと思う、と回答

古本委員

今作成している最中なので、色々と駄目出ししながら形を変えていけば良いと思うが、性暴力と言うが、先生と生徒という力関係があり、かなり特殊な環境の中で起きているものだと思う。例えば医療の分野で言えば、子どもの虐待があると思っていないと、子どもがよくけがをして骨折してくるといった時に知識があれば、また子どもが骨折している、これは親が何かおかしいのではないかと思う。そこで母親に直接「あなたがけがをさせたのか」とは聞けない。同様に、生徒と先生の関係もやはりパワーバランスがあるので、そういうことがあると認識して、かつ早く拾う。医療の現場であれば、児童相談所にすぐ連絡をすることと同様に、そういうこともあり得ると、隠れて見えなくなってしまうこともあるのかもしれないという意識で、より拾い上げ、子ども達を守ってあげようような環境を作ることができるように、より良いフローチャートを作っていただきたい、と要望

合田学校教育課長

今まで教職員と児童生徒という関係であるため、声に出せないようなことがあったということも十分承知している。そういったことも加味し、身のある研修等もしていきながら、きちんと示していきたいと思っている、と発言

小熊教育長

重大な案件が起こる前に、そのような傾向があったり、そういう状態の中で、児童生徒の声を聴くということについては、両輪としてしっかりやっていかなければいけない。教育相談の部分だと思いがその辺りはどのようにこの問題について取り組んでいくのか、補足して説明していただきたい、と発言

蓮学校教育部次長

各学校では、学期に1度、必ず教育計画の中に教育相談を位置付けている。子ども達一人ひとりに接する中で、何か困っていることはないか必ず聞くようにしている。その中で、担任に相談できる体制は作っているの、そこで出てきたものが、教育委員会に報告されると考えている、と回答

小熊教育長

年に1回、セクハラアンケート等といった取り組みはしているが、やはりもう一歩取り組みを工夫していかなければいけないと思っている。近隣市でも同様の問題が起きた時に、その部分をしっかりと取り組むことにより、未然防止に繋げていくということで、事務局としてこれはしっかりと考えていかなければいけない課題であると捉えている。この問題については、決してあってはならないことではあり、様々な問題が学校で日常的に起こっていく中で、早急に対応しなければならない問題である。今御指摘いただいた意見をさらに取り入れて、より良いものにしていかなければいけないと思っているので、よろしくお願ひしたい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

＜報告事項(2)については非公開。

ただし、千葉県の定める公表日である令和4年10月19日を経過したため、
会議録を公開とする。＞

報告事項(2) 令和5年度習志野市立習志野高等学校入学者選抜における選抜・評価方法に ついて (学校教育課)

河村学校教育課主任管理主事

報告事項(2)「令和5年度習志野市立習志野高等学校入学者選抜における選抜・評価方法について」、説明する。

令和2年度より、前期・後期選抜から一本化された現行の入学者選抜においては、学習の成果に加え、中学校等での取り組みや経験等、生徒の優れた面を多角的に評価できる選抜とされている。期待する生徒像としては、基本的な生活習慣が身につけており、習志野高校の教育方針を理解し、意欲的に学校生活に取り組む生徒を求めている。また、学習意欲、スポーツ活動、文化的活動のいずれかにおいて優れ、強い意志と積極的な姿勢を有する生徒の入学を望んでいる。

普通科及び商業科における選抜資料は学力検査、調査書、学校設定検査の3点となる。それぞれの評価項目及び評価基準について説明する。学力検査では5教科、各100点満点で合計500点で評価する。その中で5点以下の教科があった場合は、審議の対象となる。調査書においては、中学校3年間の各教科の評定の合計を点数化する。ただし、評定に1があった場合や欠席が多い場合などは審議の対象とする。

学校設定検査である自己表現について説明する。口頭による自己表現では、意欲・態度、テーマ・内容、スピーチの能力、実技による自己表現では、意欲・態度、基礎的技能、専門的技能の3つの評価項目について、各評価基準に基づき、2名の評価者がそれぞれ3段階の評価を行い、得点化する。検査時間は3分間である。スライド資料4ページ目上段の実施種目については、昨年度の例である。この種目の中から受検者が1つを選び、学校設定検査に臨む。一例を挙げると、吹奏楽についての自己表現ではコントラバス以外の弦楽器・管楽器は各自持参し、打楽器の場合は、小太鼓とマリンバのどちらかを受検者が選択し演奏する。その際、歌唱による自己表現を織り交ぜても良い。実技による自己表現では、習志野高校が用意する用具等を用いて、評価項目に沿った自己表現を行う。

普通科の選抜方法としては、スライド資料5ページ目下段のとおり、各評価資料の総得点により順位をつけ、資料を慎重に審議しながら入学許可候補者を選抜する。まずは、市内優先入学として、本人及び保護者が習志野市に住民登録があり、実際に居住し、習志野市立中学校を令和5年3月卒業見込みのものを優先とし、普通科募集人員の20%程度を確保する。そして、第1段階目として、受検者数が募集人員以内の場合は、受検者数の60%を、募集人員を超えた場合には、募集人員の60%までを入学許可候補者とする。優先入学、第1段階目で決まらなかった者については、学力検査の得点500点、調査書の得点135点、学校設定検査得点300点、総得点935点により順位をつけ、慎重に審議をしながら募集人員までを入学許可候補者とする。

商業科においては、普通科同様の選抜資料・評価項目及び評価基準を用いて、スライド資料6ページ目下段のとおり、学力検査、調査書及び学校設定検査の得点を全て合計した総得点により順位をつけ、選抜のための資料を慎重に審議しながら、募集人員までの入学許可候補者とする。

第2次募集が必要となった場合の普通科及び商業科における選抜資料は調査書、面接、作文の3点となる。それぞれの評価項目及び評価基準について説明する。一般選抜と同様に、調査書においては、中学校3年間の各教科の評定の合計を点数化し、評定に1があった場合や欠席が多い場合などは審議の対象とする。面接及び作文においては、3つの評価項目について、2名の

評価者が評価基準に基づきそれぞれ3段階で評価を行い、得点化する。第2次募集では、普通科・商業科共に調査書、面接及び作文の得点を全て合計した総得点により順位を付け、選抜のための資料を慎重に審議しながら、第2次募集の募集人員までを入学許可候補者とし選抜する。令和5年度入学者選抜に向け、習志野高校の特色を生かしつつ、公正・公平で透明性が確保された選抜を実施できるよう、準備を進めていく、と概要を説明

高橋委員

第2次募集は例年どのぐらいになるのか。倍率は1倍を超えていると思うが、どのように第2次募集になるのか教えていただきたい、と質問

河村主任管理主事

現在の入試制度において、最初の志願者が確定したところで一度倍率が公表される。その後、1回だけ志願先を変更することが現在許可されている。志願者や保護者は倍率等を鑑みて、志願先を変更し、より合格が可能などに変更することができる。近年において、習志野高校では第2次募集に至ったことはない。普通科が240名、商業科が80名に満たなかった場合に第2次募集となる、と回答

高橋委員

実際には第2次募集に至ったことは近年ではないということか、と質問

河村主任管理主事

近年募集に至った年度はない、と回答

高橋委員

スライド資料5ページ目下段で、市立高校なので確認したいが、優先入学はどういう理屈で行っているのか。また、なぜ優先入学の枠を20%にしているのか。併せて、優先入学で入った子ども達の進路等はどうなっているのか。その入試の制度が良いかどうかは、どのように子どもが学んでいったか、或いはどういった進路をとっていったのかということから考えなければならないと思うが、もしそれがわかれば教えていただきたい、と質問

蓮学校教育部次長

習志野高校は、以前は習志野市民だけが普通科に入学する学校であった。その後、学区制の中で、普通科が他市の生徒を受け入れる流れとなった。その中で、本市の特色を残すべく、当時は色々な入試制度があったが20%程度の約48名については市民を優先して選抜を行うということで入試制度の当初からあった。そういったことが現在も残っているのではないかと思う。また、市内から来た子ども達も非常に目的意識が高く、習志野高校で学業をしっかりと修め、指定校推薦等で大学に進学する子もおり、そういった意味では、他市の生徒と遜色なく高校生活を送り、スポーツも取り組んだり、勉強でも頑張る生徒がいた。特に浮いていることもなく、習志野高校を愛する生徒の1人として、1学年320名が団結力のある高校生活を送っていると思っている、と回答

高橋委員

習志野市の高校ということからすると、20%は結構少ない気もするが、いかがか、と質問

蓮学校教育部次長

その当時から、約48名だったと思うが、その人数を超える生徒は確かに受検をしてきていた。

そのため、習志野市民としては、20%はほぼ的確な数字ではないかという印象である、と回答

高橋委員

結局そういった意味では、20%を優先入学としなくても、そのぐらいの人数で習志野市の子どもは入ってくるということか。そうすると、習志野市の子どもを中心にしっかりやっていくのであれば、少し中途半端な気もするが、いかがか、と質問

蓮学校教育部次長

以前は前期推薦制度もあった。その中で市内生達が志願したり、進路相談の中で各中学校から習志野高校を目指す子ども達が面接をするだけで良い実数が出てくる。それが約48名に落ち着くということがあったので、的確な数字ではないかと捉えている、と回答

小熊教育長

市立高校なので20%では足りないのではないだろうかということは昔から議論があったが、習志野高校に関しては、様々な特色を持って教育活動を展開していく中で、習志野市民だけでなく、近隣市からも入学してもらい、習志野市の良さを知ってもらうという役割も果たしている。その中で、20%という数値になっているが、かつて様々な入試制度の中でも、大方20%台で市内生は在学していたので、そういう流れで現在に至っていると理解しているところである。様々な議論があるが、現状においてはより良い学校にしていきたいということで、このような形で入試を行っているという御理解いただけると良いと思う、と発言

高橋委員

やはり入試制度は、その高校に入学する子がどのようになっていくかということが大事だと思う。千葉大学の教育学部でも、総合型選抜として、通常の学科試験と違う形で取っている学生がどうなっていたかということフォローアップしており、通常の学科試験で受かった学生よりも、在学中の成績が良い。また、教員志望率も高く、実際に教員になっている。優先入学にどのような意味があるのか、また、現在優先入学で入った子はどのようなのかということは、今の時代考えていかなければならないと思う、と発言

河村学校教育課主任管理主事

現在のところ、20%程度の優先入学者がいる。そういった中で生徒達が今後どのような進路に進み、その後習志野市にどのような形で戻ってきえるかといった視点で調査することも必要なことだと感じた。ぜひ参考にさせていただき、今後また機会があれば報告させていただきたいと思う、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

小熊教育長

令和4年習志野市教育委員会第9回定例会の閉会を宣言